

## 平成29年度中間市地域内フィーダー系統確保維持計画について（第1回交通会議協議分）

## ◆第1回交通会議（5月27日開催）の協議内容からの主な変更点

- ① 1回あたりのサービス提供時間1.06時間から1時間への変更による計画サービス提供時間の減少
- ② 実車走行キロの算定について、平成28年10月から平成29年9月までの見込値から平成27年10月から平成28年9月までの実績値を含んだ見込値への算定変更

## ▼平成29年度（修正計画）【3,068千円 → 3,000千円】

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀・朝霧系統	487.5	487		乗合バス型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である朝霧バス北九州株式会社の中継線と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	564.0	564		乗合バス型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である通谷バス北九州株式会社の中継線と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,039.0	1,039		デマンド型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である垣生バス北九州株式会社の中継線と接続	①
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・底井野系統	910.0	910		デマンド型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である砂山バス北九州株式会社の中継線と接続	①
合 計				3,000					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,000		国庫補助上 限額(千円)	3,842,000		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助金内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

## ▼平成29年度（当初計画）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀・朝霧系統	482.0	482		乗合バス型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である朝霧バス北九州株式会社の中継線と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	570.5	570		乗合バス型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である通谷バス北九州株式会社の中継線と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,106.0	1,106		デマンド型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である垣生バス北九州株式会社の中継線と接続	①
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・底井野系統	910.0	910		デマンド型	①	適合電停停留所で地域間幹線系統である砂山バス北九州株式会社の中継線と接続	①
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				3,068					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,068		国庫補助上 限額(千円)	3,842		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助金内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成30年度（修正計画）【3,041千円 → 2,969千円】

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準ロで該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀・朝霧系統	478.0	478		乗合バス型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	564.0	564		乗合バス型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,017.5	1,017		デマンド型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・鹿井野系統	910.0	910		デマンド型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
合 計				2,969					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,969		国庫補助上 限額(千円)	3,842,000		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助金内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成30年度（当初計画）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準ロで該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀・朝霧系統	483.5	483		乗合バス型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	570.5	570		乗合バス型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,078.5	1,078		デマンド型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・鹿井野系統	910.0	910		デマンド型	①	通谷電停停留所で地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請と接続	③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				3,041					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,041		国庫補助上 限額(千円)	3,842		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助金内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成31年度（修正計画）【3,063千円 → 3,006千円】

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀・朝霧系統	487.5	487		乗合バス型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会社 の申請種と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	570.0	570		乗合バス型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請種と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,039.0	1,039		デマンド型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請種と接続	③
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・底井野系統	910.5	910		デマンド型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請種と接続	③
合 計				3,006					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,006			国庫補助上 限額(千円)	3,842,000	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成31年度（当初計画）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀・朝霧系統	482.0	482		乗合バス型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請種と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(2) 通谷・桜台系統	570.0	570		乗合バス型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請種と接続	③
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,101.5	1,101		デマンド型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請種と接続	③
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・底井野系統	910.0	910		乗合バス型	①	通谷電停停留所にて地域間幹線系 統である西鉄バス北九州株式会 社の申請種と接続	③
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				3,063					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,063			国庫補助上 限額(千円)	3,842	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。